

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成25年11月25日（月曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（32名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
6番 深川 俊朗 君	8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君
10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君
13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君
16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君
19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君	21番 土屋 尊史 君
22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君	24番 相宮 千秋 君
25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君	28番 長屋 芳成 君
29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君
35番 岩田 幸子 君	36番 武藤 隆夫 君	

○欠席委員（3名）

5番 小川 亮二 君	7番 加藤 徹 君	27番 林 修美 君
------------	-----------	------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局主任主査	津谷 和子 君	板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 主事	加藤 恵子 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君）5年後の減反政策の廃止や、経営所得安定対策交付金の1/2カットなどが予測され厳しい農政の先行きが心配されますが、この農閑期に集落で話し合いを設け、組織づくりの強化に努めていただきたいと思います。

中間管理機構につきましても、いよいよ企業が農業に参入するという実態の中で、そのような状況が地域に芽生えましたら、農業委員さんにも協力していただき農地の有効利用に活躍していただきたいと考えております。

○事務局長（玉田和久君）議長が話されましたとおり、減反政策が廃止されるとか、米の所得補償を半分にすると報道されていますが、正確な情報が通達されましたら農業委員さんにもいろいろご相談したいと思しますのでよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君）ただ今から関市農業委員会総会を開催します。本日は、5番 小川亮二委員、7番 加藤 徹委員、27番 林 修美委員 が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

26番 野村 茂委員、28番 長屋芳成委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

議案の1ページをお願いします。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の北西750mほどに位置する農振農用地である田、2102㎡です。

譲受人は、農業経営を拡大したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、あかつき幼稚園の南西400mほどに位置する農振農用地である田、3313㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

11月5日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、あかつき幼稚園の南西400mほどに位置する農振農用地である田、1772㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大のため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難

のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

この案件の審議につきましては、譲受人である大澤委員には審議の際、退出していただきます。

4 番の案件は位置図が 4 ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町小知野地内、武芸川体育館北西 1 1 0 m ほどに位置する登記地目が山林、現況地目が畑、5 6 m²です。

譲受人は、譲渡人の強い希望により、申請地の西側の土地と等価交換し、農業経営の安定を図りたいというもの。譲渡人は、住宅敷地拡大のため、申請地の自分の土地と等価交換するため、譲り渡したいというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。5 条 1 4 番と同時許可案件になります。

以上、所有権移転に関するもの 4 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 4 番（栗倉秀夫君） 1 番について異議ありません。

○ 8 番（大澤慶一君） 2 番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） 2 番について欠席の 7 番加藤さんからも異議なしと伺っております。

○ 2 4 番（相宮千秋君） 4 番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号の 1 番、2 番、4 番の 3 件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（深川俊朗君） 続きまして 3 番の案件ですが、譲受人である大澤委員に退出していただきます。

（大澤委員退出）

担当委員の意見をお聞きします。

○ 1 0 番（天野邦男君） 3 番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号の 3 番の案件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の 3 番の案件を原案のとおり許可することといたします。大澤委員に入室していただきます。

（大澤委員入室）

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

議案は3ページになります。

1 番の案件は申請者が死亡のため、取り下げます。

2 番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、塔ノ洞地内、東山公民センターの北西590mほどに位置する田、4428㎡のうち300㎡です。

申請人の息子夫婦は、現在アパート住まいであり、家族が増え住居が手狭になってきたため、申請人が新たに自己用の住宅を建築したいというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続しているもののため第1種農地と判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○ 議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 12番（石木治男君）1番について異議ありません。

○ 議長（深川俊朗君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の1件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページになります。

1 番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの東690mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、一部雑種地、578㎡です。

譲受人は、申請地の東隣にアパート経営をしており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場の拡張をしたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じるというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2 番の案件は位置図が9ページになります。

所有権移転で申請地は、西田原地内、ふる里農園美の関の北360mほどに位置する畑、189㎡、及び登記地目が宅地、現況地目が畑、29.47㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

11月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3 番の案件は譲渡人が死亡のため、取り下げます。

4 番の案件は位置図が 1 1 ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北 1 2 0 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地 2 4 1 m²のうち 4 1 . 6 5 m²です。測量図の添付があります。

譲受人は、申請地を譲り受け、自家用駐車場にしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

5 番の案件は位置図が 1 2 ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知ふれあいセンターの南東 1 2 0 m ほどに位置する畑 2 筆 7 4 4 m²です。

譲受人は、申請地が小学校に近く、宅地分譲に適していると考え、申請地を譲り受け、宅地分譲をしたいというもの。譲渡人は、申請地周辺に住宅が多く、農薬散布などに支障をきたしていたところ、譲受人から宅地分譲したいという申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、水管、下水道管が埋設されている沿道の区域で、申請地からおおむね 5 0 0 m 以内に、下有知小学校、下有知保育園など教育施設が 2 箇所以上あるため、第 3 種農地と判断します。

6 番の案件は位置図が 1 3 ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は東貸上地内、関信用金庫本店の西 6 0 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、2 筆 8 9 7 m²です。

賃借人は、北隣で経営予定の葬祭場の駐車場が、自己敷地では不足すると予想されるため、申請地を借り受けて、駐車場を建設したいというもの。賃貸人は、高齢により、農業経営が困難になってきたところ、賃借人の駐車場として賃借したいという申し出に応じるというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

賃貸借の期間は、1 5 年間としています。

7 番の案件は位置図が 1 4 ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は東本郷地内、中濃厚生病院の東 2 0 m ほどに位置する農振農用地である田、1 6 0 3 m²です。

賃借人は、中濃厚生病院増床整備工事にあたり、工事用敷地が手狭であり、申請地を借り受けて、工事用残土置場及び工事関係者の駐車場として利用したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1 1 月 5 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、平成 2 8 年 3 月 3 1 日としています。

8 番の案件は位置図が 1 5 ページになります。

所有権移転で申請地は、側島地内、保戸島公民センターの北東 9 0 m ほどに位置する畑、2 筆 4 5 8 m²です。

譲受人は、現在申請地西側で製造業を営んでおり、現在従業員増加により、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、申請地への出入りが

大変不便なことや農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じるというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件 位置図は16ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、保明地内、保戸島公民センターの東360mほどに位置する農振農用地である田、3155㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受けて、砂、砂利等の採取を行いたいというものです。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

賃貸借の期間は、1年間としています。

10番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、広見地内、広見インターチェンジの北西450mほどに位置する田、1426㎡です。

譲受人は、申請地を、自分が役員をしている印刷会社に駐車場として貸すため、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が18ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は小瀬地内、瀬尻小学校の西50mほどに位置する畑、9.91㎡です。

使用借人は、申請地の東側に居住しており、庭の用地が手狭なため、申請地を借用し、庭として利用したいというものです。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、水管、下水道管が埋設されている沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に、瀬尻小学校、瀬尻保育園など教育施設が2箇所以上あるため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、30年間としています。

12番の案件は位置図が19ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、小屋名地内、西部支所の北東260mほどに位置する農振農用地である田、9177㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受けて、砂、砂利等の採取を行いたいというものです。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しました。

賃貸借の期間は、1年間としています。

13番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、西部保育園の東130mほどに位置する畑、176㎡です。

譲受人である息子は、申請地の隣接地に居住しており、物置が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、庭及び物置を設置したいというものです。譲渡人である父は、息子の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

1 4番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町小知野地内、武芸川体育館北西100mほどに位置する登記地目が山林、現況地目が畑、49㎡です。

譲受人は、申請地の西隣に居住しており、申請地の西側の土地と等価交換し、住宅敷地の拡充を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の強い要望により、申請地の自分の土地と等価交換するため、譲り渡したいというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3条4番と同時許可案件になります。

1 5番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の東40mほどに位置する畑、2筆595㎡です。

譲受人は、現在居住している賃貸住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じるというものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しました。

農地の区分は、水管、下水道管が埋設されている沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に、小学校、医院など教育施設等が2箇所以上あるため、第3種農地と判断します。

1 6番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保明ヶ島地内、関市上之保事務所の北北西3030mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、107㎡です。

譲受人は、愛知県に居住しており、田舎暮らしに憧れ、今回申請地を取得し、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、岐阜市に在住し、相続した土地等の管理が困難であったところ、今回、譲受人からの申し出があり譲り渡すものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

1 7番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保明ヶ島地内、関市上之保事務所の北北西3030mほどに位置する登記地目が宅地、現況地目が畑、164.02㎡です。

譲受人は、愛知県に居住しており、田舎暮らしに憧れ、今回申請地を取得し、自己用の駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、岐阜市に在住し、相続した土地等の管理が困難であったところ、今回、譲受人からの申し出があり譲り渡すものです。

1 1月5日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、周辺に代替地がなく、第2種以外の農地に該当しないと考えられるため、第2種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの11件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの1件の計16件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 2番(大竹 誠君) 1番について異議ありません。

○ 4番(栗倉秀夫君) 2番について異議ありません。

○ 9番(沼田久男君) 4番について異議ありません。

○ 10番(天野邦男君) 5番について異議ありません。

○ 11番(兼村正美君) 6番について異議ありません。

○ 12番(石木治男君) 7番について異議ありません。

○ 13番(篠田権三君) 8番、9番について異議ありません。

○ 14番(村井雅之君) 10番について異議ありません。

○ 16番(山本 武君) 11番について異議ありません。

○ 17番(足立孝弘君) 12番、13番について異議ありません。

○ 24番(相宮千秋君) 14番について異議ありません。

○ 30番(藤川 勝君) 15番について異議ありません。

○ 34番(長尾初枝君) 16番、17番について異議ありません。

○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の16件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

以上、議案第3号の所有権移転に関するもの11件、賃貸借権の設定に関するもの4件、使用貸借権の設定に関するもの1件の計16件につきまして、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号 農地の買受適格証明につきまして事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第4号 民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがありましたので、意見を求めます。

議案は12ページになります。

1番の案件は位置図が25ページになります。

申請地は、西田原地内、交告齒科医院の北東120mほどに位置する農振農用地である田、2139㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成26年1月7日から1月14日までです。

11月5日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

2番の案件は位置図が25ページになります。

申請地は、西田原地内、交告齒科医院の北東120mほどに位置する農振農用地である田、2139㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成26年1月7日から1月14日までです。

11月5日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

3番の案件は位置図が25ページになります。

申請地は、西田原地内、交告歯科医院の北東120mほどに位置する農振農用地である田、2139㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成26年1月7日から1月14日までです。

11月5日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。

以上、3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたが、私から質問します。買受人が不動産業者なのですが、実際に農業をしているのでしょうか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）申請書に機械を所有している旨が記されているのでそのように解釈しています。

○ 議長（深川俊朗君）実際に農業機械を所有しているか確認されるべきではないか

○ 10番（天野邦男君）決められた下限面積の農地を保有し法的に違法ではないので、申請の許可はやむを得ない状況となります

○ 議長（深川俊朗君）それでは、今回につきましては適格と判断してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議案第4号の農地の買受適格証明について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の3件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画の承認につきまして事務局からの説明を求めます。

○課長補佐（長尾成広君）議案第5号 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は13ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの9筆、使用貸借権の設定に関するもの5筆 計14筆の10件について、承認を求められています。

更新が2筆、新規が12筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が14筆で、計21508㎡です。

地区は、小野、千疋、広見、武芸川町谷口、上之保の5地区です。

設定を受ける者は、農事組合法人 小野集落営農組合ほか計4者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○課長補佐（長尾成広君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。

議案は15ページになります。

番号1の案件は賃借人が長尾金義、富之保地内の農振農用地内の田、2筆566㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成25年10月27日です。

以上報告させていただきます。

○議長（深川俊朗君）この関係につきまして何かご意見はありますでしょうか。

特にないようですので、このまま許可します。

以上をもちまして議案の審議は全て終了いたしました。その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）次回の総会は1月8日午後2時から6階大会議室で開催予定ですのでよろしくお願いします。

○議長（深川俊朗君）これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でした。

午前10時50分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野641番地

印

26番 関市洞戸市場551番地

印

28番 関市板取1244番地

印
